

大阪府都市教育長協議会規約

大阪府都市教育長協議会規約

第1条（名称）

本会は、大阪府都市教育長協議会と称する。

第2条（組織）

本会は、大阪府下の各都市教育委員会の教育長をもって組織する。

第3条（目的）

本会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の趣旨にもとづいて、相互の連絡を緊密にし、相協力して民主的な教育行政の進展をはかり、わが国の教育向上につくすことを目的とする。

第4条（事業）

本会は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 教育情報の交換
2. 国会並びに関係行政庁に対する連絡、請願又は陳情
3. 教育に関する研究調査
4. その他必要な事業

第5条（役員）

本会に次の役員をおく。

会 長	1名
副会長	3名
会 計	1名
監 事	2名

第6条（役員を選出）

役員は会員の中から選出する。

第7条（役員の任務）

役員の任務は次の通りとする。

1. 会長は、本会の事務を総理し、本会を代表する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
3. 会計は、本会の会計事務にあたる。
4. 監事は、本会の会計を監査する。

第8条（役員の任期）

役員の任期は1年とし、再選を妨げない。

ただし、補欠による役員の任期は前任者の残任期間とする。

第9条（協議会）

協議会は、必要によって会長が招集する。

2 協議会の場所は、会長の輪番によって別に定める。

第10条（経費）

本会の経費は、各市の分担金及びその他をもってあてる。

第11条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

第12条（事務所）

本会の事務所は、会長の所属する教育委員会事務局内におく。

2 事務局に事務局長その他必要な職員をおくものとし、会長がこれを委嘱する。

第13条（規約の改正）

この規約の改正は、協議会の議決を経なければならない。

附則 この規約は、昭和31年10月1日から実施する。

この規約は、昭和34年7月6日から実施する。

この規約は、昭和47年4月1日から実施する。

この規約は、昭和48年4月1日から実施する。

この規約は、昭和51年12月6日から実施する。